

## 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 8 月 29 日

株式会社岡三証券グループ



2022年8月29日

株式交換に関する事前開示書面  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
株式会社岡三証券グループ  
取締役社長 新芝 宏之

当社は、2022年10月14日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、岡三にいがた証券株式会社（以下「岡三にいがた証券」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	岡三にいがた証券 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	6.36
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：14,649,604株（予定）	

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における岡三にいがた証券の株主名簿に記載又は記録された岡三にいがた証券の株主（但し、当社を除く。以下「本割当対象普通株主」という。）に対し、岡三にいがた証券の普通株式に代わり、その所有する岡三にいがた証券の普通株式1株につき、当社の普通株式6.36株の割合をもって、割当て交付いたします。当社の普通株式の交付は株式の新規発行により行う予定です。

また、本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる本割当対象普通株主に対しては、会社法第234条の規定に従い処理いたします。

なお、上記の株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）について、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び岡三にいがた証券は、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、当社及び岡三にいがた証券から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はTYコンサルティング株式会社（以下「TYC」という。）を、岡三にいがた証券は郡司公認会計士事務所を、それぞれ第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、当社の第三者算定機関であるTYCから受領した「株式交換比率試算検討報告書」

等を踏まえ、慎重に検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

TYCは、当社については、当社が、株式会社東京証券取引所プライム市場（以下「東証プライム市場」という。）及び株式会社名古屋証券取引所プレミアム市場（以下「名証プレミアム市場」という。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、評価基準日である2022年8月24日、評価基準日から遡る1週間、1ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値）を採用して算定を行いました。岡三にいがた証券については、岡三にいがた証券が非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び当社連結子会社であることに鑑み、比較可能な上場類似会社が存在することから類似会社比較法を採用し、また、類似会社比較法においては、EV/EBIT・EBITDA倍率法及び簿価純資産倍率法により算定を行いました。

当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の岡三にいがた証券の普通株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率	
当社	岡三にいがた証券		
市場株価法	類似会社比較法	EV/EBIT・EBITDA 倍率法	6.72 ~ 7.76
		簿価純資産倍率法	5.10 ~ 5.86

他方、岡三にいがた証券においては、岡三にいがた証券の第三者算定機関である郡司公認会計士事務所から受領した「株式交換比率算定報告書」等を踏まえ、慎重に検討した結果、本株式交換比率は当該算定結果の範囲内であることから合理的な水準であり、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断したとのことです。

### ③ 算定の経緯

当社及び岡三にいがた証券は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、2. (1)①に記載の本株式交換比率が妥当であり、各社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、2022年8月25日に開催された当社及び岡三にいがた証券の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

### ④ 算定機関との関係

2. (1)②に記載の第三者算定機関であるTYC及び郡司公認会計士事務所は、当社及び岡三にいがた証券の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び岡三にいがた証券は、本株式交換の交換対価である当社の普通株式が、東証プライム市場及び名証プレミアム市場に上場されており、本株式交換後においても、取引機会が確保されていることから、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

### (3) 株式交換完全子会社の株主を害さないように留意した事項

当社及び岡三にいがた証券は、当社が、既に岡三にいがた証券の発行済株式数の58.04%（小数点以下第3位を四捨五入）を所有する親会社であることから、本株式交換の公正性及び岡三にいがた証券の株主（但し、当社を除く。）の利益を害さないように留意いたしました。

株式交換比率算定の前提となる両社の株式価値の評価については、当社及び岡三にいがた証券は、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に算定を依頼することといたしました。

当社では、両社から独立した第三者算定機関であるTYCによる「株式交換比率試算検討報告書」を参考に、岡三にいがた証券については、2023年3月期第1四半期の財務諸表をもとに、類似会社比較

法（EV/EBIT・EBITDA 倍率法及び簿価純資産倍率法）により算定いたしました。また、当社につきましても、市場株価法（諸条件を勘案し、評価基準日である 2022 年 8 月 24 日、評価基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値）により算定し客観性を持たせております。

他方、岡三にいがた証券では、両社から独立した第三者算定機関である郡司公認会計士事務所に株式交換比率等に関する算定を独自に依頼し、取得した算定結果を踏まえて慎重に検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断したとのことです。

また、岡三にいがた証券では、取締役のうち、江越誠氏、箕輪猛氏、嶋田和典氏及び中上忠氏は、過去に当社又は当社の完全子会社である岡三証券株式会社の使用人であったため、本株式交換において特別の利害関係を有するおそれが否定できないことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、岡三にいがた証券の取締役会における本株式交換に係る審議及び決議に参加しておりません。

(4) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。かかる取扱いについては、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

6. 株式交換契約書等備置開始後、効力発生日までに会社法施行規則第 193 条第 1 号から第 5 号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 193 条第 6 号）

変更が生じたときは、適宜、本書類に添付保管することといたします。

以上

【別紙 1】 株式交換契約書

【別紙 2】 岡三にいがた証券の最終事業年度に係る計算書類等

## 株式交換契約書

株式会社岡三証券グループ（以下「甲」という。）及び岡三にいがた証券株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の株式交換（以下「本株式交換」という。）に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（本株式交換の形式）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換を行う。

### 第 2 条（当事会社の商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

#### (1) 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社岡三証券グループ

住所：東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号

#### (2) 株式交換完全子会社（乙）

商号：岡三にいがた証券株式会社

住所：新潟県長岡市大手通一丁目 5 番地 5

### 第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割り当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象普通株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 6.36 株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の交付の方法としては、甲は、本株式交換に際して、本割当対象普通株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 6.36 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い本割当対象普通株主に対して甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

### 第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月14日とする。但し、本株式交換の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株式交換承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時をもって消却する。

#### 第8条（剰余金の配当の制限）

乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、乙の株主に対していかなる剰余金の配当も行わない。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、各々の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第10条（株式交換費用）

本株式交換に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第11条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、本株式交換に関して、甲又は乙の取締役又は監査役が善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合その他本契約に従った本株式交換の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明した

場合、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

2. 前項のほか、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が発生した場合、若しくは隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、前条に従い本契約が解除された場合、又は法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の目的及び趣旨に従って、甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年8月25日

(甲) 東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
株式会社岡三証券グループ

取締役社長 新芝 宏之  印

(乙) 新潟県長岡市大手通一丁目5番地5  
岡三にいがた証券株式会社

取締役会長兼社長 江越 誠  印





別紙 2

## 第 80 期事業報告

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

岡三にいがた証券株式会社

## 目 次

I	株式会社の現況に関する事項	P 1
	1. 事業の経過およびその成果	P 1
	2. 資金調達の状況	P 2
	3. 設備投資等の状況	P 2
	4. 対処すべき課題	P 3
	5. 財産および損益の状況の推移	P 4
	6. 重要な親会社の状況	P 4
	7. 主要な事業内容	P 5
	8. 事業所の状況	P 6
	9. 従業員の状況	P 6
	10. 主要な借入先	P 7
II	会社の株式に関する事項	P 7
	1. 発行可能株式総数	P 7
	2. 発行済株式の総数	P 7
	3. 株主数	P 7
	4. 上位10名の株主	P 7
III	会社役員に関する事項	P 8
	1. 取締役および監査役の氏名等	P 8
	2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額	P 9
	3. 社外役員に関する事項	P 9
IV	会計監査人の状況	P 10
	1. 会計監査人の名称	P 10
	2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	P 10
	3. 非監査業務の内容	P 10
	4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針	P 10
V	会社の体制および方針	P 11
	1. 業務の適正を確保するための体制	P 11
	2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	P 13

## I 株式会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響などにより、回復は総じて弱いものとなりました。人手不足や世界的な半導体不足等による供給制約の影響もあり、輸出や鉱工業生産は力強さに欠け、設備投資も持ち直しの動きに足踏みがみられました。海外では、米国経済は雇用の回復を伴い堅調に推移した一方、中国経済は電力不足や不動産セクターの債務問題などから回復の勢いが鈍化したほか、3月以降はロシアによるウクライナ侵攻の影響から資源価格が高騰し、世界的に景気後退懸念が広がりました。

こうした環境のなか、2021年4月に一時30,000円台を回復していた日経平均株価は、米国のインフレ高進や急速な金融引き締めへの警戒感、国内での新型コロナウイルス感染再拡大による景気減速懸念などを受けて夏場にかけて軟調に推移しました。9月上旬にかけては、自民党総裁選を受けた新政権誕生への期待に加え、新型コロナウイルスのワクチン接種進展を好感して日経平均株価は再び30,000円を突破し、およそ31年ぶりの高値となる30,795円78銭をつけたものの、秋以降は、資源価格上昇やオミクロン型変異株の感染拡大などが相場の上値を抑え、日経平均株価は伸び悩みました。2022年に入ると、地政学リスクの顕在化や商品市況の高騰を受けたインフレ懸念などを背景に一時25,000円を割る場面があったものの年度末にかけては反発し、日経平均株価は27,821円43銭で当年度の取引を終えました。

為替市場では、ドル円相場は9月末にかけて概ね1ドル＝110円を挟んだ水準で推移しましたが、その後は米国の金融政策正常化への懸念からやや円安ドル高方向へレンジを切り上げました。年明け以降は世界的な資源高を受けて欧米主要国の国債利回りが上昇し、日本の10年国債利回りも一時6年2ヵ月ぶりとなる0.25%をつけましたが、日本銀行が金利上昇を抑える「指し値オペ」を実施したことから日米の金融政策の方向性の違いが意識され、ドル円相場は一時6年7ヵ月ぶりの水準となる1ドル＝125円台まで円安が進みました。年度末にかけては急激な円安進行への警戒もあり、1ドル＝121円台で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、当社の営業活動は、収益面では軟調な市況環境が影響し前年比でやや減少する結果となりました。基盤面ではリテール営業における投資信託純増への取組みに引き続き注力しました。また、地域応援ファンド「いしがたインフラサポート」を新たに販売し、新潟県のインフラ関連事業支援に向けた取組みを行っております。各種オンラインセミナーやオンラインツアーの開催・実施により、コロナ禍における非対面でのお客さまへの情報提供等の強化・定着を図りました。

当事業年度の主要な損益状況につきましては、受入手数料の合計が31億39百万円(前年度比95.6%)となり、これに金融収益、トレーディング損益を加えた営業収益は32億97百万円(同96.1%)で、金融費用を差し引いた純営業収益は32億85百万円(同96.3%)となりました。また、販売費・一般管理費は26億36百万円(同99.8%)となりました。

当事業年度の経営成績は、営業利益6億49百万円(前年度比84.3%)、経常利益は9億16百万円(同83.6%)となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益33億44百万円の計上もあり、当期純利益は29億74百万円(同391.1%)となりました。

なお、部門別の概況は以下のとおりです。

(株式部門)

当事業年度における東証一日平均売買代金(内国普通株式)は3兆4,147億円(前年度比109.1%)、当社の株式委託売買金額は2,163億39百万円(同88.0%)となりました。この結果、株式委託手数料は19億92百万円(同85.7%)となり、株式関係受入手数料の合計は19億99百万円(同85.8%)となりました。

(債券部門)

個人向け国債の取扱いなどにより債券関係受入手数料の合計は1百万円(前年度比69.2%)となりました。

債券トレーディング業務につきましては、自己売買金額は236億20百万円(同136.6%)となり、うち外国債券売買金額は227億86百万円(同133.8%)となりました。この結果、債券トレーディング損益は外国債券トレーディング損益を中心に1億26百万円(同106.7%)となりました。

(投資信託部門)

投資信託部門につきましては、日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している脱炭素関連企業の株式に投資を行うファンドや、デジタル技術を活用し革新的なビジネスをもたらすDX(デジタル・トランスフォーメーション)関連企業の株式に投資を行うファンド等の販売が堅調だったほか、引き続き機関投資家向けの私募投信の販売にも積極的に取り組みました。また、防災・減災インフラ、環境インフラ、医療インフラ、デジタルインフラの4テーマに関連する企業に投資を行う地域応援ファンドや、仮想世界関連企業に投資を行うファンドを新たにラインナップに加え、品揃えの拡充を図りました。この結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高は902億15百万円(前年度比92.5%)となり、投資信託関係受入手数料の合計は11億36百万円(同119.7%)となりました。

## 2. 資金調達状況

当事業年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

## 3. 設備投資等の状況

### ① 取得した主要設備

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は9百万円で、主な内容は、器具備品の取得などです。

### ② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス関連の社会的制約が緩和へ向かうことで地域経済も持ち直しつつありますが、人口減少や少子高齢化、防災、医療といった地域の対応すべき課題は多く、さらには、世界情勢の先行き不透明感が増す状況となっております。

このような環境のもと、当社は、「お客さま本位の業務運営」のさらなる進展を図るとともに、地域貢献重視の経営を引き続き目指してまいります。また、社員一人一人がお客さまのことをよく知るとともに、親身に考えて行動し、新潟県になくてはならない企業として位置づけられるべく取り組んでまいります。

人材育成の観点からは、各種知識装備に取り組むと同時に、礼儀、マナー、気配りなど個々の人柄の醸成が重要という考え方のもと、社内向け勉強会・研修などを階層ごとに取り組み、他社との差別化を図るとともに、より働きがいを持って働ける職場づくりに工夫を凝らしてまいります。

地域応援ファンドにつきましては、2021年12月より「にいがたインフラサポート」を新たに販売いたしました。「防災・減災」「環境」「医療」「デジタル」などの新潟県のインフラ関連事業を支援する内容となっており、「にいがた創業応援団」、「うるおいの大地」とともに証券ビジネスを通じた地域貢献活動をより強化することとなりました。

地域情報発信としましては、新潟県内上場企業の当社作成アナリストレポートのグループ内各社への提供や、当社広報誌「ON」の企業トップインタビュー記事などにより新潟県内企業の魅力を届けてまいります。

お客さまとのコミュニケーションを図る取り組みでは、非対面によるオンラインセミナー・オンラインツアーなどを引き続き実施し、これからも社会生活の変化に合ったサービス提供の多様化に取り組めます。

また、金融リテラシー向上を目的とした地域の小中学校などへの出前授業の実施や「認知症バリアフリー宣言」の公表・認知症サポーターへの取り組みなどにより、地域の皆様・お客様に一層寄り添いながら、お客様貢献・地域貢献を果たしてまいります。

株主の皆様には引き続き今後も格別のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	2018 年度 第 77 期	2019 年度 第 78 期	2020 年度 第 79 期	2021 年度 第 80 期 (当事業年度)
営業収益	2,704	2,791	3,430	3,297
(うち受入手数料)	( 2,487)	( 2,533)	( 3,282)	( 3,139)
経常利益	380	586	1,096	916
当期純利益	255	438	760	2,974
1株当たり当期純利益	46 円 52 銭	79 円 84 銭	138 円 55 銭	541 円 89 銭
総資産	27,439	27,361	33,411	30,390
純資産	17,633	17,685	20,475	20,051

## 6. 重要な親会社の状況

## 親会社との関係

当社の親会社は株式会社岡三証券グループで、同社は当社の株式を 2,185,011 株(持株比率 39.80%)保有しております。

## 7. 主要な事業内容

当社は金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業者といたしまして、主に以下の業務を行っております。

- ① 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。)、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ② 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。)、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所有価証券市場における有価証券の売買取引又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理、又は外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の引受けおよび売出し
- ⑤ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い
- ⑥ 有価証券等管理業務
  - i) 有価証券の売買などに関して、顧客から金銭又は証券の預託を受ける保護預り業務
  - ii) 社債等の振替に関する法律に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行う業務



## 8. 事業所の状況

名 称	所 在 地
本 店	長岡市大手通 1 丁目 5 番地 5
新 潟 支 店	新潟市中央区上大川前通 6 番町 1178 番地 1
柏 崎 支 店	柏崎市駅前 1 丁目 4 番 27 号
上 越 支 店	上越市西城町 3 丁目 5 番 24 号
十 日 町 支 店	十日町市本町 3 丁目 358 番地 1
三 条 支 店	三条市仲之町 1 番 12 号
小 出 支 店	魚沼市小出島 487 番地
見 附 支 店	見附市新町 1 丁目 17 番 23 号
新 井 支 店	妙高市朝日町 1 丁目 2 番 7 号
五 泉 支 店	五泉市東本町 2 丁目 5 番 1 号
新 発 田 支 店	新発田市大手町 1 丁目 1 番 15 号
六 日 町 営 業 所	南魚沼市六日町 1831 番地
小 千 谷 営 業 所	小千谷市城内 1 丁目 2 番 14 号

## 9. 従業員の状況(2022年3月31日現在)

区 分		従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
職 員	男 性	153 人	6 人減	43 歳 7 ヶ月	17 年 10 ヶ月
	女 性	56 人	1 人減	36 歳 9 ヶ月	11 年 10 ヶ月
	合 計	209 人	7 人減	41 歳 9 ヶ月	16 年 3 ヶ月

10. 主要な借入先(2022年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社第四北越銀行	短期借入金	1,500百万円
株式会社大光銀行	短期借入金	500
長岡信用金庫	短期借入金	100
新潟縣信用組合	短期借入金	100
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	126

II 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 20,000,000 株
2. 発行済株式の総数 6,991,000 株(うち自己株式 1,501,060 株)
3. 株主数 110 名
4. 上位 10 名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社岡三証券グループ	2,185,011 株	39.80 %
岡三興業株式会社	986,532	17.97
岡三アセットマネジメント株式会社	440,000	8.01
三縁証券株式会社	324,000	5.90
岡三ビジネスサービス株式会社	300,000	5.46
株式会社第四北越銀行	273,660	4.98
三晃証券株式会社	122,161	2.23
反町 和夫	80,000	1.46
株式会社ブルボン	77,200	1.41
日本精機株式会社	54,800	1.00

(注) 1. 当社は、自己株式 1,501,060 株を保有しておりますが、上記の上位 10 名の株主から除いております。

2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数 1,501,060 株を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当および他の法人等の代表状況等
辻 和彦	代表取締役社長	
徳 永 信 行	専務取締役	営業本部長
桜 井 克 郎	常務取締役	本店長
箕 輪 猛	常務取締役	営業支援部担当
小 森 卓	取締役	経営戦略部・人事部担当兼経営戦略部長
酒 井 一 成	取締役	新潟支店長兼営業第三部長
中 上 忠	取締役	総合管理本部長兼財務経理部長
廣 川 雅 巳	取締役	商品部・エクイティ情報部・引受部担当
嶋 田 和 典	取締役	法人営業統括部担当兼法人営業統括部長 兼新潟支店法人部長
片 桐 栄 治	常勤監査役	
榊 芳 男	監査役	岡三情報システム株式会社 監査役 岡三アセットマネジメント株式会社 監査役
吉 村 健 也	監査役	岡三証券株式会社 常勤監査役

(注)1. 監査役 榊芳男氏および吉村健也氏は社外監査役であります。

2. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
酒井 一成	取締役 新潟支店長	取締役 新潟支店長 兼 営業第三部長	2022年4月1日

## 2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9名	141百万円
監 査 役	1名	7百万円
合 計	10名	149百万円

(注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

2. 株主総会の決議による役員報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役 年額 2億5,000万円 (平成18年6月16日株主総会決議)

監査役 年額 3,000万円 (平成18年6月16日株主総会決議)

3. 社外監査役2名は報酬等の額の支払いがないため、上記の支給人数には含まれておりません。

## 3. 社外役員に関する事項

### ① 監査役 榊 芳男

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

岡三情報システム株式会社 監査役であり、岡三情報システム株式会社と当社とは、事務委託等の取引があります。岡三アセットマネジメント株式会社 監査役であり、当社は岡三アセットマネジメント株式会社が設定した投資信託を販売しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会14回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### ② 監査役 吉村 健也

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

岡三証券株式会社 常勤監査役であり、岡三証券株式会社と当社とは、事務委託等の取引があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

監査役就任後に開催された取締役会11回のうち10回、監査役会10回のうち10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### IV 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	6百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
③ 上記報酬等の額の合計	6百万円

(注) 当社監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

##### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として「顧客資産の分別管理の検証業務」を受けております。

##### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、監査役会が会計監査人による当社に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認めた場合、または監査役会が会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断した場合、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求し、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## V 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「地域に愛され、お客様と共に栄える」を経営理念として、顧客、株主等各ステークホルダーの信頼に応えることを役職員の行動の基本とするとともに、平成18年5月22日開催の取締役会において、内部統制の基本方針に関し決議しております。この基本方針につきましては取締役会で適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の内容は次のとおりです。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)を整備する基本方針として以下のとおり定める。

#### (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「岡三にいがた証券倫理コード」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、取締役社長直属の組織として、内部管理統括責任者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括する。さらに、コンプライアンスプログラムに基づいて開催される研修等を通じて役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスに対する実効性を高めるよう努める。

内部監査部門である検査部は、業務に係る不正・事故等の防止を目的として検査を実施し、その結果は取締役会に報告する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る記録文書のほか各種の文書等につき種類ごとに保存期間、担当部署を定め保存する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程のうち、市場リスク、取引先リスク等の各種リスクの算定および限度枠の管理等については「市場・取引先・基礎的リスク管理規程」に従うこととする。

また、自然災害・システム障害・犯罪等の有事においては、迅速に対応するため、そのつど危機対策本部を設置し、被害を最小とするための対応策を講ずる。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

最高意思決定機関である取締役会において重要事項の決定、経営戦略上の立案をするとともに、取締役の業務執行状況について毎月報告し監督する。

運営上は、取締役社長が全社的な目標を経営方針として定め、半期毎に開催される店部長会議において各部門が具体的な目標を設定し、業務をより効率的に実行するシステムを構築する。また、その結果および達成状況についても分析し報告する。

(5) 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営上の自主性を保ちながら、親会社に事業内容を定期的に報告するとともに、企業集団における重要な案件について報告を行うことで効率的に業務の適正化を確保する。

また、親会社を含むグループ企業とは親会社が定期的に主催する「グループ全体会議」、「グループリーテール戦略会議」或いは「グループ経営管理会議」等に出席して、グループ経営に関する事項等について情報を交換する。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないものとする。

(7) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

また、当社の会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、取締役社長、内部監査部門との間でそれぞれ定期的に情報を交換する。

一方、親会社の主催するグループ会社監査等委員・監査役会議に出席し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて監査レベルの向上を図る。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8) 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力には取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、毎月 1 回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、それらの取締役会には取締役および監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において各監査役は、独立した立場から経営の監査を実施しております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、内部監査部門や会計監査人等との間で業務執行の状況について定期的に情報交換を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化および向上を図っております。

以上

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。



# 第 80 期事業報告に係る附属明細書

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

岡三にいがた証券株式会社

1. 取締役および監査役の兼務の状況の明細  
事業報告 8 ページに記載のとおりです。

# 第 80 期計算書類

自 2021 年 4 月 1 日  
至 2022 年 3 月 31 日

岡三にいがた証券株式会社

## 目 次

1. 貸借対照表	P 1
2. 損益計算書	P 2
3. 株主資本等変動計算書	P 3
4. 個別注記表	P 4
[重要な会計方針に係る事項に関する注記]	P 4
[会計方針の変更に関する注記]	P 5
[会計上の見積りに関する注記]	P 6
[貸借対照表に関する注記]	P 6
[損益計算書に関する注記]	P 7
[株主資本等変動計算書に関する注記]	P 7
[税効果会計に関する注記]	P 8
[リースにより使用する固定資産に関する注記]	P 8
[金融商品に関する注記]	P 9
[関連当事者との取引に関する注記]	P 10
[収益認識に関する注記]	P 10
[1株当たり情報に関する注記]	P 10

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,179	流動負債	8,624
現金・預金	12,475	信用取引負債	145
預託金	4,200	信用取引借入金	126
約定見返勘定	203	信用取引貸証券受入金	18
信用取引資産	1,533	預り金	4,260
信用取引貸付金	1,527	受入保証金	600
信用取引借証券担保金	5	短期借入金	2,200
短期差入保証金	157	リース債務	0
未収収益	262	未払法人税等	1,181
有価証券	2,500	賞与引当金	105
その他の流動資産	846	その他の流動負債	131
		固定負債	1,695
		繰延税金負債	1,381
固定資産	8,211	退職給付引当金	244
有形固定資産	1,254	役員退職慰労引当金	37
建物	656	資産除去債務	31
器具・備品	44	特別法上の準備金	19
土地	552	金融商品取引責任準備金	19
リース資産	0	負債合計	10,339
無形固定資産	143	(純資産の部)	
のれん	130	株主資本	16,476
ソフトウェア	2	資本金	852
電話加入権	10	資本剰余金	683
その他の無形固定資産	0	資本準備金	593
投資その他の資産	6,814	その他資本剰余金	90
投資有価証券	6,727	利益剰余金	17,635
関係会社株式	24	利益準備金	213
出資金	1	その他利益剰余金	17,422
長期差入保証金	59	別途積立金	7,159
その他の投資等	4	繰越利益剰余金	10,263
貸倒引当金	△ 2	自己株式	△2,695
		評価・換算差額等	3,574
		その他有価証券評価差額金	3,574
		純資産合計	20,051
資産合計	30,390	負債・純資産合計	30,390

## 損益計算書

(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		3,297
受入手数料		3,139
委託手数料	2,012	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	0	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	582	
その他の受入手数料	542	
トレーディング損益		126
金融収益		32
金融費用		12
純営業収益		3,285
販売費・一般管理費		2,636
取引関係費	285	
人件費	1,570	
不動産関係費	275	
事務費	284	
減価償却費	80	
租税公課	82	
その他	57	
営業利益		649
営業外収益		269
営業外費用		3
経常利益		916
特別利益		3,344
投資有価証券売却益	3,344	
特別損失		1
投資有価証券評価損	1	
金融商品取引責任準備金繰入	0	
税引前当期純利益		4,259
法人税、住民税および事業税	1,320	
法人税等調整額	△35	
法人税等合計		1,284
当期純利益		2,974

## 株主資本等変動計算書

(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2021 年 4 月 1 日残高	852	593	90	683	213	7,159	7,332	14,704
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△43	△43
当期純利益							2,974	2,974
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,931	2,931
2022 年 3 月 31 日残高	852	593	90	683	213	7,159	10,263	17,635

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021 年 4 月 1 日残高	△2,695	13,545	6,929	6,929	20,475
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△43			△43
当期純利益		2,974			2,974
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)			△3,355	△3,355	△3,355
事業年度中の変動額合計	—	2,931	△3,355	△3,355	△424
2022 年 3 月 31 日残高	△2,695	16,476	3,574	3,574	20,051

## 個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」並びに同規則第118条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. トレーディングに関する有価証券等（トレーディング商品）の評価基準および評価方法

##### (1) 商品有価証券等（売買目的有価証券）

時価法を採用しております。（売却原価は総平均法により算定しております。）

##### (2) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

#### 2. トレーディング関連以外の有価証券等（その他有価証券）の評価基準および評価方法

##### (1) 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

##### (2) 市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 10～50年

器具・備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。



(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（5年）で定額法により償却しております。

6. 重要な収益の計上基準

委託手数料は、主に株式等の売買注文の取次ぎから生じる手数料であります。売買注文を流通市場に取次ぐ履行義務は約定日等に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、有価証券の引受け、売出し（有価証券の買付けの申し込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受入れる手数料であります。一般的に、条件決定日に引受責任を負う義務等を充足したとして、当該一時点で収益を認識しております。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより引受会社等から受入れる手数料であります。一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足したとして、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて収益を認識しております。

その他の受入手数料に含まれる投資信託の運用、管理により生じる代行手数料は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交

換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産(負債)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 1,381百万円

上記の繰延税金負債1,381百万円は、繰延税金資産236百万円と繰延税金負債1,617百万円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	206百万円
計	206百万円

(2) 担保に係る債務

信用取引借入金	126百万円
計	126百万円

2. 担保等として差入れた有価証券の時価額(上記1を除く。)

- (1) 信用取引貸証券 19百万円  
(2) 信用取引借入金の本担保証券 98百万円

3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額
- (1) 信用取引貸付金の本担保証券 1,416 百万円
- (2) 信用取引借証券 5 百万円
- (3) 受入保証金代用有価証券 3,320 百万円  
(再担保に供する旨の同意を得たものに限る。)
4. 有形固定資産の減価償却累計額 869 百万円
5. 親会社株式  
固定資産 (関係会社株式) 24 百万円
6. 特別法上の準備金の計上を規定する法令の条項  
金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高
- (1) 営業取引による取引高  
営業費用 0 百万円
- (2) 営業取引以外の取引による取引高 0 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,991,000	—	—	6,991,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,501,060	—	—	1,501,060

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	43	8円	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
上記の事項については、次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	43	8円	2022年3月31日	2022年6月23日

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	74百万円
資産調整勘定	57百万円
賞与引当金	31百万円
未払特別法人事業税	29百万円
未払事業税	27百万円
役員退職慰労引当金	11百万円
資産除去債務	9百万円
有価証券評価損否認	7百万円
金融商品取引責任準備金	5百万円
その他	23百万円
繰延税金資産小計	278百万円
評価性引当額	△ 42百万円
繰延税金資産合計	236百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,566百万円
その他	△ 51百万円
繰延税金負債合計	△ 1,617百万円
繰延税金負債の純額	△ 1,381百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの  
当該差異の原因となった主な原因別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している重要な固定資産として、株価通報テレビ装置一式、その他通信機器、事務機器およ

び乗用車等があります。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の主たる事業は、有価証券の売買及びその取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする金融商品取引業であります。これらの事業を行うため、当社では主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用しております。

信用取引貸付金は、顧客の株式等の買付代金に対する貸付金であり、これは顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクは顧客管理に関する規程および信用取引等に関する内規等の諸規程に従いリスク低減を図っております。

商品有価証券等、有価証券、投資有価証券については、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。これら有価証券については定期的に発行体の財務状況等の把握を行うとともに、上場株式については日々時価の把握を行っております。また、信用リスクおよび市場リスクについて、市場・取引先・基礎的リスク管理規程に基づいてリスク相当額を日々算定し管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。また、現金は注記を省略しており、預金、預託金、約定見返勘定、信用取引資産、短期差入保証金、有価証券(うち譲渡性預金)、その他の流動資産(うち預け金)、信用取引負債、預り金、受入保証金、短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	6,432	6,432	—
(2) 関係会社株式	24	24	—
資産計	6,456	6,456	—

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	294

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

[関連当事者との取引に関する注記]

兄弟会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	岡三証券 株式会社	(被所有) 直接 0.27	有価証券等 取引の委託 の取次ぎ、事 務の委託	決済代金の預け 入れ (純額)	△208	預け金	802

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は独立第三者間取引と同様の一般的条件によっております。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報は「(個別注記表) 6. 重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

[1株当たり情報に関する注記]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,652円37銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 541円89銭   |

# 第 80 期計算書類に係る附属明細書

自 2021 年 4 月 1 日  
至 2022 年 3 月 31 日

岡三にいがた証券株式会社

(注) 本附属明細書中の記載は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 目 次

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細	P 1
2. 引当金の明細	P 1
3. 販売費・一般管理費の明細	P 2



1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物	687	2	—	32	656	660	1,317
	器具・備品	46	7	0	8	44	197	242
	土地	552	—	—	—	552	—	552
	リース資産	2	—	—	1	0	11	12
	計	1,288	9	0	43	1,254	869	2,123
無形固定資産	のれん	165	—	—	34	130		
	ソフトウェア	4	—	—	2	2		
	電話加入権	10	—	—	—	10		
	その他の 無形固定資産	0	—	—	0	0		
	計	180	—	—	37	143		

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3	—	0	2
賞与引当金	125	105	125	105
退職給付引当金	238	36	30	244
役員退職慰労引当金	29	7	—	37
金融商品取引責任準備金	19	0	—	19

(注) 引当金の計上理由および額の算定の方法は個別注記表に記載しております。

3. 販売費・一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目		金額
取引関係費	支 払 手 数 料	98
	取 引 所 ・ 協 会 費	21
	通 信 ・ 運 送 費	78
	旅 費 ・ 交 通 費	5
	広 告 宣 伝 費	61
	交 際 費	21
	小 計	285
人件費	役 員 報 酬	141
	従 業 員 給 料	1,061
	そ の 他 の 報 酬 給 料	4
	福 利 厚 生 費	203
	賞 与 引 当 金 繰 入	105
	退 職 給 付 費 用	47
	役員退職慰労引当金繰入	7
	小 計	1,570
不動産関係費	不 動 産 費	158
	器 具 備 品 費	102
	車 輜 関 係 費	13
	小 計	275
事務費	事 務 委 託 費	261
	事 務 用 品 費	22
	小 計	284
減 価 償 却 費		80
租 税 公 課		82
そ の 他		57
合 計		2,636

岡三にいがた証券株式会社  
取締役会 御中

## 会計監査人の監査報告書

岡三にいがた証券株式会社の第80期計算書類及び附属明細書

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類附属明細書

東陽監査法人

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

岡三にいがた証券株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 松本直也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋睦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡三にいがた証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。



③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

岡三にいがた証券株式会社 監査役会

常勤監査役	片桐	栄治	
社外監査役	榊	芳男	
社外監査役	吉村	健也	